

北海道地域イノベーション創出協働体の新たな始動について

我が国が、地域の活性化に産学連携が大きな役割を果たすとして本格的に導入を開始したのは、米国のバイ・ドール法（1980年）制定に遅れること約20年の平成10年5月、大学等技術移転促進法（現「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」）などの法整備を進めて以降になります。

それから10年後の平成22年6月に閣議決定された新成長戦略において、「産学連携など大学・研究機関における研究成果を地域の活性化につなげる取り組みを進める」こととなり、再び大学等研究機関の社会的貢献機能の強化を強く求められることとなりました。これは、この10年間の産学連携に対する関係各組織の取り組み姿勢が改めて問われた結果ではないでしょうか。

一方、平成20年にスタートした北海道地域イノベーション創出協働体は、参加63機関が保有する人材、設備、情報、ノウハウなどの研究開発資源を相互連携する仕組みを作り、地域が抱える課題の解決や新たな科学技術の進展などを参加機関が自ら協働して行なうことにより、イノベーションが継続して創造される基盤の整備を図ってきました。

その結果、地域や企業の課題解決のためのアクションプラン策定と外部資金活用による具体的実践、解決のための人材派遣、さらには参加機関の持つ公開機器、研究者のデータベース化と活用など、その成果は北海道の地域や産業の活性化に大いに貢献することができたことは、各機関のモチベーションの高さは勿論ですが、本協働体の仕組みや機能に「使いで」があったからと考えています。

今年度から新たな体制・役割の協働体が始動しますが、今後も協働体のもつ総合力を活かし北海道地域の産業活性化に資する様々な課題解決の知的リソースとして活動をして参ります。皆様には、これまで同様格別のご協力をお願い申し上げます。

平成24年6月

ノーステック財団 常務理事 西岡 純二